

## 代議員選挙について

### 1. 概要

- (1)各支部および推薦人（当該支部所属の20名以上の本会正会員）のいずれかにより推薦された本会正会員の中から，選挙により代議員を選出する。
- (2)代議員選挙は，正会員（名誉会員、終身会員を含む）が選挙権を有し，WEBあるいは郵便で投票を行い，代議員を選出する。
- (3)高分子学会本部に選挙管理委員会を設置する。

支部による代議員候補者推薦締切り	1月15日
推薦人による代議員候補者推薦期間	1月10日～15日
郵便投票の投票用紙請求期間	1月7日～1月15日 (郵便、FAXでの受付)
郵便による投票期間	2月1日～15日
WEBによる投票期間 ( <a href="http://www.spsj.or.jp/">http://www.spsj.or.jp/</a> )	2月1日～15日

### 2. 選考手順

#### (1) 推薦

- 1) 各支部から、規程第4条に従い、代議員候補者を推薦する。
  - 2) 当該支部20名の推薦人がそろえば、1名の代議員候補者を推薦できる。推薦人は高分子学会の正会員（選挙年度の4月1日時点）であり、代議員候補者1名のみを推薦できる。代議員候補者は、自らが推薦人になることができる。20名の推薦人のうち1名を推薦人代表者とする。推薦人代表者は当人の了解を得て推薦する。また、推薦人代表者は1月10日から1月15日（消印有効）までの間に、選挙管理委員会に推薦書を郵送する。
  - 3) 代議員候補者は、高分子学会の正会員（選挙年度4月1日時点）であることとする。
- (2) 事務局長は代議員候補者のリストを作成し、ホームページで公開する。
  - (3) 選挙管理委員会を設置する。
  - (4) WEBによる代議員選挙を支部ごとに一斉に行う。WEBから正会員（選挙年度4月1日時点）が投票を実施する（投票期間2月1日～2月15日）。郵便による投票は選挙管理委員会が一括して行う。郵便投票期間は2月1日から2月15日（消印有効）までとする。
  - (5) 事務局長は選挙管理委員の立会いのもと開票し、開票結果を選挙管理委員長に報告する。選挙管理委員会は、得票順に当該支部定員数の代議員を決定する。同得票数の場合は、選挙管理委員会がくじ引きにより代議員を決定する。選挙管理委員長は、当該支部の代議員を会長に報告し、ホームページにて代議員を公開する。